

「会津地方バイオマス燃料燃焼機器」補助事業について (環境省「地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業」活用)

地球にやさしい“ふくしま”県民会議会津地方会議

1 事業の目的

この事業は地球温暖化対策地域協議会が、一定数の温暖化対策製品を地域で集団的に導入することを目的とするもので、当地方会議においては木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図るため、会津地方の居宅及び事務所等にペレットストーブ及び薪ストーブを導入する場合に要する経費の補助を受ける予定です。

2 補助の内容

- (1) 補助の対象：会津地方（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡）の住居および事務所などに設置する方。※年間を通じて居住等すること。
- (2) 補助対象経費：木質ペレットストーブ、薪ストーブとその設置に必要な経費。
- (3) 補助率および補助額：対象経費の1／3を限度、交付額の上限を10万円。

3 補助の条件

設置した機器は、設置者の責任のもと、近隣住民に迷惑をかけることのないよう適切な維持管理を行うことに加え、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) ライフサイクル温室効果ガス削減量が50%以上であるもの。
- (2) バイオマス利用率が80%以上であるもの。
- (3) バイオマス燃料の供給体制が整備されていること。
- (4) 国内に機器メンテナンス体制が整備されていること。
- (5) 関係法令等の手続きを完了していること。
- (6) 密集地を避け、排出口と隣家との距離を十分にとるなど、設置場所に配慮がなされていること。

4 応募時の提出書類

- (1) 応募申込書(様式1)
- (2) 経費内訳(別紙)
- (3) 見積書(2社分)
- (4) 設置するストーブのカタログ(カラーコピー可)

5 申込み期限

平成22年7月16日(金)

ただし、この時点で応募数が10件に満たない場合は、10件に達するまで期限を延長します。(最大延長 平成22年9月10日(金))

この場合、7のスケジュールに遅れが生じる場合があります。

6 注意事項

補助を受けられた方は、以下の報告等をお願いすることになります。

(1) 施設の本格稼働開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績（電気、ガスまたはその他燃料の使用量等）及び二酸化炭素排出削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、会津地方会議に報告すること。

(2) 環境省及び地方環境事務所の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(3) 機器の設置、契約、発注は交付決定の後に行うこと。

(4) 今年度内に支払いを終えること。

(5) 機器を処分する場合には、あらかじめ環境省の承認を受けること。

なお、この補助事業は、会津地方会議が補助要望をとりまとめて環境省に応募するものですが、10件以上の要望がないと応募できません。

また、環境省でも予算の範囲内での公募となるため、必ず補助が受けられるとは限りませんのでご注意ください。

7 スケジュール

応募書類提出後のスケジュール（見込み）は以下のとおりです。

会津地方会議応募締切り 7月16日（金）

環境省第2次公募締切り 7月26日（月）

採択の内示 8月上旬

補助金交付申請書の提出 8月下旬

補助金交付決定 9月